

## よくあるご質問 Q&A ～保育士修学資金貸付金～

### 1 条件について

- ① 貸付対象施設に通信制の養成施設は含まれますか？
- 通信制の養成施設は、貸付対象施設に含まれます。通信制の場合は、貸付対象者が住民登録している都道府県で貸付を受けることはできますが、施設の所在地の都道府県で貸付を受けることはできません。【厚生労働省：運営通知2.貸付対象者について（1）参照】

### 2 貸付額について

- ① 4年制大学で2年生等から借りる場合、要綱にある月額5万円以内（2年間分を限度とする）を超えなければ、自分で借りたい金額を決められますか？
- 要項にある月額5万円以内（2年間分を限度とする）120万円を超えなければ借りたい金額を申請できます。
- 例) 4年制大学の2回生から借りる場合  
 $33,333円 \times 12カ月 \times 3年間 = 1,199,988円$  でも可能  
4年制大学の4回生から1年のみ借りる場合、月額5万円以内が上限なので、  
 $50,000円 \times 12カ月 = 600,000円$  まで可能

### 3 提出物について

- ① 従事状況届の証明先は？
- 「市立」の場合、公印があれば園でも市でも結構です。
- ② 法人内の異動の場合は園の名前は異なるが従事状況届だけ提出でよいですか？
- 従事状況届【様式第25号】と期間証明【様式第27号】も提出してください。

### 4 連帯保証人について

- ① 連帯保証人は必ず2名たてなければならぬですか？
- 連帯保証人は必ず2名（親権者及び別世帯の1名）必要です。別世帯の連帯保証人は、市町村民税を課税されている成年者（多額の負債や破産手続き等法的整理中でないこと）となります。

### 5 返還について

- ① 一度他職種に転職し返還となった場合は、再就職で保育士に従事した場合、返還猶予となりますか？
- いかなる理由でも一度返還手続きをしてしまった場合は、再度保育士として従事したとしても再度返還猶予にすることはできません。

### 6 従事による免除要件について

- ① 就職する際、修学資金の返還猶予を受ける対象の園を確認するにはどうしたらよいですか？また、免除要件として雇用形態や従事日数等の規定はありますか？
- HPの別表1に保育士修学資金免除対象施設一覧が載っていますので、就職を希望される園に直接ご確認ください。雇用形態は、正規・非正規等は問いませんが、非常勤勤務の場合、保育業務に従事する日数（出勤日数）は、在職（免除）期間5年のうち、通算900日以上（1か月あたり15日以上）で無ければ免除要件になりませんので注意が必要です。